

Client Alert

15 February 2023

本アラートに関する
お問い合わせ先：



高瀬 健作
パートナー
03 6271 9752
Kensaku.Takase@bakermckenzie.com



達野 大輔
パートナー
03 6271 9479
Daisuke.Tatsuno@bakermckenzie.com



岡田 次弘
カウンセラー
03 6271 9541
Tsugihiko.Okada@bakermckenzie.com



末金 樹奈
アソシエイト
03 6271 9743
Juna.Suekane@bakermckenzie.com

電気通信事業法改正：Cookie等の利用に対する規制に関して総務省令が制定

2022年6月13日に成立した電気通信事業法改正法（詳細については[こちら](#)）が2023年6月16日に施行されることを踏まえ、同日に施行される電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和5年総務省令第2号、以下「本改正規則」）が2023年1月16日に制定された。これにより、Cookie等の電気通信役務の利用者に関する情報の第三者提供に関する規制（以下、「本Cookie等規制」）の対象事業者の範囲と、対象事業者が取るべき対応についての規定が確定したこととなる。

本Cookie等規制の対象事業者

本改正規則により、本Cookie等規制の対象事業者は以下の電気通信役務を提供する事業者であることが確定した。

① 他人の通信を媒介する電気通信役務

具体的には、メール、メッセージアプリ、参加者を限定した（宛先を指定した）会議が可能なweb会議システム、SaaSやSNSその他のサービスに付随したダイレクトメッセージ機能等がこれに該当するとされる。

② 記録媒体に情報を記録し、又は利用者から情報を受信し、これにより当該記録され、又は入力された情報を不特定の利用者の求めに応じて他人の通信の用に供する電気通信役務

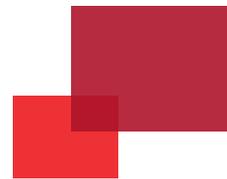
具体的には、ソーシャルネットワークサービス（SNS）、電子掲示板、動画共有サービス、オンラインショッピングモール、ライブストリーミングサービス、マッチングプラットフォームサービス、オンラインゲーム、オンライン教育等のコンテンツサービス等がこれに該当するとされる。

③ 入力された検索情報に対応して、当該検索情報が記録された全てのウェブページに関する情報を他人の通信の用に供する電気通信役務

具体的には、検索対象を特定分野に限定しない検索サービス等がこれに該当するとされる。

④ その他、不特定の利用者の求めに応じて情報を送信する機能を有し、不特定の利用者による情報の閲覧に供することを目的とする電気通信役務

具体的には、乗換情報検索サービス、就職・転職・アルバイト等の情報提供サービスといった、検索対象を特定分野に限った検索サービス等がこれに該当するとされる。



本 Cookie 等規制が要求する対応

改正電気通信事業法上、本 Cookie 等規制の対象事業者は、①利用者に通知するか利用者が容易に知り得る状態に置く、②利用者の同意を得る、又は③オプトアウト措置を講じる、のいずれかの措置が必要となる。本改正規則はこれらの各措置のうち、①及び③に関する詳細を規定する。

①の対応を取る場合には、本改正規則により、以下の事項について通知又は利用者が容易に知り得る状態に置く必要がある。

- 送信される利用者に関する情報の内容
- 当該情報を取り扱うこととなる者の氏名又は名称
- 当該情報の利用目的

また、日本語を用い、専門用語を避け、平易な表現を用いること、操作を行うことなく文字が適切な大きさと利用者に表示されること、そのほか、利用者が上記の各事項について容易に確認できるようにする必要がある。

①の対応として必要になるこれらの情報の「通知」又は「利用者が容易に知り得る状態に置く」のうち、「通知」の場合には、上記の事項又はそれらを掲載した画面の所在に関する情報について、ポップアップ等により即時通知することが求められる。「利用者が容易に知り得る状態に置く」の場合には、ウェブページ又は当該ウェブページから容易に到達できるウェブページ、あるいは、アプリ利用時における最初に表示される画面又は当該画面から容易に到達できる画面において上記の事項を表示することが求められる。いずれの場合においても、別途書面により通知することは認められず、利用者の端末の映像面に表示することが必要であるとされる。

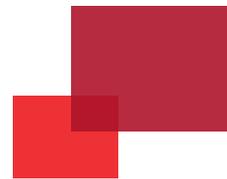
③の対応を取る場合には、本改正規則により、以下の事項を利用者が容易に知り得る状態に置く必要がある。

- オプトアウト措置を講じている旨
- オプトアウト措置によって利用者情報の送信又は利用者情報の利用のいずれを停止するのか
- オプトアウト措置の求めを受け付ける方法
- オプトアウト措置を行った場合に当該電気通信役務の利用が制限される場合にはその旨
- 送信される利用者に関する情報
- 当該情報を取り扱う者の氏名又は名称
- 当該情報の利用目的

本 Cookie 等規制の対象となる情報

本 Cookie 等規制の対象となるデータは、典型的には Cookie 情報と解されるが、それだけではなく、広告 ID 等の識別子、閲覧履歴・行動履歴などについても利用者に関する情報に該当する可能性がある。

但し、当該電気通信役務の利用のために送信することが必要な情報については、本 Cookie 等規制の対象となる情報ではない。本改正規則では、利用者の端末に適正な画面表示をするため、利用者の入力情報を再表示するため、利用者の認証情報を再表示するため、不正な行為の検知・被害軽減のため、あるいは、事業者の電気通信設備の負荷を低減させる等の適切な運営のため、



といった目的であれば送信することが必要な情報であると定めており、そのような目的で送信される情報は本 Cookie 等規制の対象ではない。

また、当該電気通信役務を提供する事業者が利用者を識別するために自身に送信させる識別符号（いわゆるファーストパーティーCookieに保存された利用者情報）の送信も、本 Cookie 等規制の対象外である。

事業者への影響

本アラートで取り上げた電気通信事業法の改正及び本改正規則の施行日は、2023年6月16日である。対象となりうる事業者は、自身が本 Cookie 等規制の対象となるか早急に確認する必要がある。但し、対象となる事業者の範囲は本改正規則でもなお不明な部分が残されており、実務の動向等も踏まえて慎重に検討していく必要がある。

そのうえで、本 Cookie 等規制の対象となる事業者は、施行日までに、本改正規則で明らかになった事項について、いわゆる Cookie ポリシー等を事前公表するなどにより、本 Cookie 等規制が要求する対応を準備する必要がある。